

No. 1

自 令和6年2月27日

日間

至 令和6年 月 日

令和6年

第1回

四国中央市議会定例会議案書

四国中央市

令和6年 第1回 四国中央市議会定例会議案目録

議案番号	件名	頁
承認第1号	令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて	6
議案第1号	四国中央市城山下臨海土地造成事業埋立地における土砂受入手数料条例の制定について	10
議案第2号	四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について	12
議案第3号	四国中央市下水道事業経営審議会条例の制定について	14
議案第4号	四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第5号	四国中央市監査委員条例等の一部を改正する条例について	18
議案第6号	四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第7号	四国中央市税条例の一部を改正する条例について	26
議案第8号	四国中央市手数料条例の一部を改正する条例について	27
議案第9号	四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例の一部を改正する条例について	28
議案第10号	四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	29
議案第11号	四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例について	32
議案第12号	四国中央市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	34

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 13 号	四国中央市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	42
議 案 第 14 号	四国中央市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	46
議 案 第 15 号	四国中央市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	49
議 案 第 16 号	四国中央市漁港条例の一部を改正する条例について	52
議 案 第 17 号	四国中央市営住宅条例の一部を改正する条例について	55
議 案 第 18 号	四国中央市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について	56
議 案 第 19 号	四国中央市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	57
議 案 第 20 号	四国中央市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について	58
議 案 第 21 号	令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第7号）	59
議 案 第 22 号	令和5年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	67
議 案 第 23 号	令和5年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）	70
議 案 第 24 号	令和5年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	72
議 案 第 25 号	令和5年度四国中央市港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）	74

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 26 号	令和5年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	76
議 案 第 27 号	令和6年度四国中央市一般会計予算	77
議 案 第 28 号	令和6年度四国中央市国民健康保険事業特別会計予算	88
議 案 第 29 号	令和6年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計予算	93
議 案 第 30 号	令和6年度四国中央市介護保険事業特別会計予算	96
議 案 第 31 号	令和6年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計予算	101
議 案 第 32 号	令和6年度四国中央市福祉バス事業特別会計予算	105
議 案 第 33 号	令和6年度四国中央市港湾上屋事業特別会計予算	108
議 案 第 34 号	令和6年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計予算	111
議 案 第 35 号	令和6年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計予算	115
議 案 第 36 号	令和6年度四国中央市駐車場事業特別会計予算	118
議 案 第 37 号	令和6年度四国中央市介護予防支援事業特別会計予算	121
議 案 第 38 号	令和6年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計予算	124
議 案 第 39 号	令和6年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計予算	127

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 40 号	令和6年度四国中央市水道事業会計予算	131
議 案 第 41 号	令和6年度四国中央市工業用水道事業会計予算	133
議 案 第 42 号	令和6年度四国中央市公共下水道事業会計予算	135
議 案 第 43 号	令和6年度四国中央市財産区管理会特別会計予算	137
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	140

承認第 1 号

令和 5 年度四国中央市一般会計補正予算（第 6 号）
の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

四国中央市長 篠原 実

専決第 1 号

令和 5 年度四国中央市一般会計補正予算（第 6 号）
の専決処分書

令和 5 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 6 号）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 385,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,204,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 月 29 日

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,875,191	千円 385,000	千円 7,260,191
	2 国庫補助金	2,610,176	385,000	2,995,176
歳 入 合 計		45,819,000	385,000	46,204,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 17,890,927	千円 385,000	千円 18,275,927
	1 社会福祉費	5,761,565	385,000	6,146,565
歳 出 合 計		45,819,000	385,000	46,204,000

議案第 1 号

四国中央市城山下臨海土地造成事業埋立地における土砂受入手数料条例の制定について

四国中央市城山下臨海土地造成事業埋立地における土砂受入手数料条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

提 案 理 由

四国中央市城山下臨海土地造成事業の埋立地における土砂受入手数料を徴収するため、本条例を制定するものである。

四国中央市城山下臨海土地造成事業埋立地における土砂受入手数料条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、四国中央市城山下臨海土地造成事業の埋立地（以下「埋立地」という。）における土砂の受入れの事務に係る手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申請及び許可)

第2条 埋立地に土砂を搬入しようとする者は、あらかじめ申請し、市長の受入れに係る許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(徴収)

第3条 市長は、前条第1項の許可を受けた者から手数料を徴収するものとする。

(手数料の額)

第4条 手数料の額は、土砂1立方メートルにつき770円とする。

(徴収の方法及び時期)

第5条 手数料は、市長が発行する納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。

(減免)

第6条 市長は、特に必要と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(還付)

第7条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

提 案 理 由

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報を発行するため、本条例を制定するものである。

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2の規定に基づき、四国中央市の議会の議員及び長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下「選挙」という。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 四国中央市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、選挙に係る候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行するものとする。

(掲載の申請)

第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする場合は、掲載文（写真の掲載を受けようとする場合にあっては、その掲載文及び写真。以下同じ。）を添えて、委員会が定める日までに文書により委員会に申請しなければならない。

(発行の手續)

第4条 委員会は、前条の規定による申請があった場合は、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載するものとする。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合には、委員会がかくじにより掲載の順序を決定するものとする。

3 前条の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のかくじに立ち会うことができる。

(配布)

第5条 委員会は、選挙に用いる選挙人名簿に登録された者（以下「選挙人」という。）の属する世帯に選挙の期日前2日までに選挙公報を配布するものとする。

2 委員会は、前項の規定による配布が困難であると認められる特別の事情がある場合は、同項に規定する日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等の配布を補完する措置を講じることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めるものとする。

(発行の中止)

第6条 委員会は、公職選挙法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることができない事故その他の特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手續を中止することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 号

四国中央市下水道事業経営審議会条例の制定について

四国中央市下水道事業経営審議会条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

提 案 理 由

下水道事業の経営について調査審議する四国中央市下水道事業経営審議会を設置するため、本条例を制定するものである。

四国中央市下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、四国中央市下水道事業の経営に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 四国中央市自治基本条例（平成19年四国中央市条例第32号）第2条第1号の市民
- (2) 各種団体等に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、下水道事業担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

議案第 4 号

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5,800 円」を「1 万 6,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 11 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「31 万 500 円」を「31 万 6,250 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提 案 理 由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 5 号

四国中央市監査委員条例等の一部を改正する条例について

四国中央市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市監査委員条例等の一部を改正する条例

(四国中央市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市監査委員条例(平成 16 年四国中央市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 16 年四国中央市条例第 116 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項」を「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項」に改める。

(四国中央市デマンドタクシー条例の一部改正)

第 3 条 四国中央市デマンドタクシー条例(平成 19 年四国中央市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項」を「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項」に改める。

(四国中央市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 四国中央市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成 29 年四国中央市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)等の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 6 号

四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について

四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年四国中央市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当とし」を「、期末手当及び勤勉手当とし」に改める。

第 10 条から第 12 条までの規定中「第 15 条」を「第 17 条」に改める。

第 32 条を第 34 条とし、第 28 条から第 31 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 27 条を削り、第 26 条を第 29 条とし、第 25 条を第 28 条とする。

第 24 条中「第 19 条から第 21 条まで」を「第 21 条から第 23 条まで」に改め、同条第 1 号中「第 17 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第 17 条第 2 項」を「第 19 条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第 17 条第 3 項」を「第 19 条第 3 項」に改め、同条を第 27 条とする。

第 23 条を第 26 条とする。

第 22 条中「第 24 条」を「第 27 条」に、「第 19 条から前条まで」を「第 21 条から第 23 条まで」に改め、同条を第 25 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第 24 条 第 14 条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 1 項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「在職するもの」とあるのは「在職するもの（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。）」と、同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 100」と、同条第 3 項中「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。次条第 3 項において同じ。）」現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計

年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)現在において当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき規則で定める報酬の額」と読み替えるものとする。

第21条第2項中「第24条」を「第27条」に改め、同条を第23条とする。

第20条第2項中「第24条」を「第27条」に改め、同条を第22条とする。

第19条第2項から第5項までの規定中「第24条」を「第27条」に改め、同条を第21条とする。

第18条を第20条とし、第14条から第17条までを2条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の2条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 期末手当は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定めるものを含む。次条第1項において同じ。)であって、6月1日及び12月1日(以下これらを「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)についても、また、同様とする。

2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次条第3項において同じ。)現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

5 前各項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条 勤勉手当は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員であって、基準日にそれぞれ在職するものに対し、基準日以前6月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)についても、また、同様とする。

2 前項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額とする。

4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

給料表

(単位:円)

職務 の級 号給	行政職（一）		行政職（二）	
	1級	2級	1級	2級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000	147,100	200,200
2	163,200	209,700	148,100	201,200
3	164,400	211,400	149,100	202,200
4	165,500	212,900	150,100	203,000
5	166,600	214,400	151,200	203,700
6	167,700	216,200	152,300	205,200
7	168,800	217,900	153,400	206,500
8	169,900	219,600	154,400	207,600
9	170,900	221,100	155,300	208,900
10	172,300	222,600	156,400	209,600
11	173,600	224,100	157,500	210,400
12	174,900	225,600	158,600	211,100
13	176,100	226,800	159,500	212,200
14	177,600	228,200	160,600	213,100
15	179,100	229,600	161,800	214,000
16	180,700	231,000	162,900	214,800
17	181,800	232,400	164,000	215,700
18	183,200	234,000	165,400	216,700
19	184,600	235,500	166,700	217,600
20	186,000	236,900	167,900	218,500
21	187,300	238,100	169,000	219,200
22	189,600	239,700	170,200	220,000
23	191,800	241,200	171,400	220,800
24	194,000	242,600	172,600	221,400
25	196,200	243,600	173,700	222,100
26	197,900	245,100	175,200	222,600
27	199,400	246,400	176,700	223,000
28	200,900	247,600	178,200	223,500
29	202,400	248,700	179,600	224,100

30	203,800	249,700	181,000	225,100
31	205,200	250,600	182,500	226,000
32	206,600	251,500	184,000	226,600
33	208,000	252,400	185,400	227,100
34	209,300	253,300	187,100	228,100
35	210,600	254,100	188,800	229,100
36	211,900	254,900	190,500	230,100
37	213,200	255,600	192,200	230,600
38	214,400	256,700	193,300	231,700
39	215,600	257,900	194,700	232,800
40	216,700	259,000	195,800	233,800
41	217,800	260,200	196,800	234,500
42	218,900	261,400	198,200	235,500
43	219,900	262,500	199,400	236,400
44	220,900	263,600	200,600	237,200
45	221,800	264,700	202,100	238,000
46	222,700	265,800	203,100	238,800
47	223,600	266,900	204,000	239,500
48	224,500	267,900	205,100	240,100
49	225,400	268,900	206,200	240,700
50	226,300	269,900	207,200	241,600
51	227,200	270,900	208,100	242,500
52	228,100	271,800	209,100	243,300
53	228,900	272,700	210,200	244,200
54	229,800	273,600	211,200	245,100
55	230,700	274,500	212,100	245,700
56	231,500	275,400	213,000	246,400
57	231,800	276,300	213,900	247,200
58	232,600	277,200	214,500	247,900
59	233,300	278,100	215,200	248,600
60	233,900	279,000	216,000	249,200
61	234,500	280,000	216,800	249,800
62	235,200	281,000	217,300	250,600
63	235,800	281,900	217,800	251,400
64	236,300	282,800	218,300	252,000
65	236,800	283,300	218,800	252,600
66	237,300	284,000	219,400	253,100
67	237,800	284,700	220,000	253,500
68	238,400	285,600	220,500	253,900

69	238,900	286,600	220,800	254,600
70	239,400	287,400	221,100	255,100
71	239,900	288,200	221,400	255,500
72	240,400	289,000	221,700	255,800
73	240,900	289,700	221,900	256,000
74	241,400	290,200	222,300	256,300
75	241,800	290,600	222,600	256,700
76	242,300	291,000	223,000	257,100
77	242,800	291,200	223,200	257,400
78	243,300	291,500	223,700	257,800
79	243,800	291,700	224,000	258,200
80	244,300	292,000	224,300	258,600
81	244,700	292,200	224,600	258,900
82	245,200	292,400	224,900	259,200
83	245,600	292,700	225,200	259,500
84	246,000	292,900	225,500	259,700
85	246,400	293,200	225,800	259,900
86	246,800	293,500	226,100	260,100
87	247,200	293,800	226,400	260,400
88	247,600	294,100	226,700	260,700
89	248,000	294,400	227,000	260,900
90	248,500	294,800	227,400	261,100
91	248,800	295,100	227,700	261,400
92	249,100	295,500	228,000	261,600
93	249,400	295,700	228,200	261,900
94		295,900	228,500	262,200
95		296,200	228,800	262,500
96		296,600	229,100	262,700
97		296,800	229,300	262,900
98		297,100	229,600	263,200
99		297,500	229,800	263,400
100		297,900	230,100	263,700
101		298,100	230,400	264,000
102		298,400	230,600	264,200
103		298,800	230,900	264,500
104		299,100	231,200	264,800
105		299,300	231,500	265,000
106		299,600	232,000	265,200

107		300,000	232,300	265,500
108		300,300	232,600	265,700
109		300,500	232,800	266,000
110		300,900	233,200	266,300
111		301,300	233,600	266,600
112		301,600	233,900	266,800
113		301,800	234,100	267,000
114		302,000	234,600	267,300
115		302,300	235,100	267,500
116		302,700	235,600	267,700
117		302,900	235,900	268,000
118		303,100	236,300	268,300
119		303,400	236,700	268,600
120		303,700	237,000	268,900
121		304,100	237,400	269,100
122		304,300		269,300
123		304,600		269,600
124		304,900		269,900
125		305,200		270,100
126				270,300
127				270,600
128				270,900
129				271,100
130				271,300
131				271,600
132				271,900
133				272,100
134				272,300
135				272,600
136				272,900
137				273,100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(四国中央市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)
- 2 四国中央市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成16年四国中央市条例第25号)の一部を次のように改正する。
第3条中「第17条」を「第19条」に改める。

(四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 四国中央市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 27 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項若しくは第 24 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条の 4 第 1 項又は会計年度任用職員給与条例第 15 条第 1 項」に改める。

第 19 条中「第 16 条若しくは第 25 条」を「第 18 条若しくは第 28 条」に、「第 15 条若しくは第 24 条」を「第 17 条若しくは第 27 条」に改める。

提 案 理 由

会計年度任用職員の給与の改定等を行うため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 7 号

四国中央市税条例の一部を改正する条例について

四国中央市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市税条例の一部を改正する条例

四国中央市税条例（平成 16 年四国中央市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項、第 71 条第 2 項、第 89 条第 2 項、第 90 条第 2 項及び第 3 項並びに第 139 条の 3 第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割及び特別土地保有税の減免に係る申請の期間を延長することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 8 号

四国中央市手数料条例の一部を改正する条例について

四国中央市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市手数料条例の一部を改正する条例

四国中央市手数料条例(平成 16 年四国中央市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 35 号アの表法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく設置の許可（以下この表において「設置の許可」という。）の申請に対する審査の部貯蔵所の款浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の項中「1, 180, 000 円」を「1, 450, 000 円」に、「1, 410, 000 円」を「1, 720, 000 円」に、「1, 590, 000 円」を「1, 920, 000 円」に、「1, 950, 000 円」を「2, 360, 000 円」に、「2, 270, 000 円」を「2, 740, 000 円」に、「4, 550, 000 円」を「5, 640, 000 円」に、「5, 820, 000 円」を「7, 240, 000 円」に、「7, 070, 000 円」を「8, 790, 000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 2 条第 1 項第 35 号アの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 9 号

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例の一部を改正する条例について

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例の一部を改正する条例

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例（令和 3 年四国中央市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「及び事業者」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 事業者は、その事業の実施に当たり、前条第 2 項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 10 号

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四国中央市国民健康保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 12 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 13 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 14 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」

に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号及び第4号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2から第15条の5の2までを次のように改める。

第15条の2から第15条の5の2まで 削除

第15条の6中「又は第15条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条第1項において同じ。)」を削る。

第15条の6の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第15条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の5の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の6の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の7から第15条の6の11までを次のように改める。

第15条の6の7から第15条の6の11まで 削除

第15条の6の12中「又は第15条の6の7」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条第1項において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第15条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条第1項中「、第15条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第15条の6の7」及び「若しくは第15条の5」を削り、「若しくは第21条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を「、第21条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に定める額、第21条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に改め、同条第2項中「、第15条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第15条の6の7」及び「若しくは第15条の5」を削り、「若しくは第21条の3第4項第1号」を「、第21条の3第4項第1号に定める額、第21条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第21条第1項中「又は第15条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」

に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第15条の2」を削る。

第21条の3第1項中「又は第15条の5」を削り、同条第3項中「又は第15条の5」及び「又は第15条の6の10」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の5」を削り、同条第6項中「又は第15条の5」及び「又は第15条の6の10」を削る。

第21条の4第1項中「又は第15条の2」及び「(第18条の規定により算定した場合にあっては、その算定後の額)」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第15条の2」を削り、同条第5項中「又は第15条の2」及び「(第18条の規定により算定した場合にあっては、その算定後の額)」を削り、同条第7項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第15条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四国中央市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 11 号

四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例について

四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例

四国中央市介護保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「第 39 条第 1 項第 1 号」を「第 38 条第 1 項第 1 号」に、「42,600 円」を「38,700 円」に改め、同項第 2 号中「第 39 条第 1 項第 2 号」を「第 38 条第 1 項第 2 号」に、「63,900 円」を「58,300 円」に改め、同項第 3 号中「第 39 条第 1 項第 3 号」を「第 38 条第 1 項第 3 号」に、「63,900 円」を「58,800 円」に改め、同項第 4 号中「第 39 条第 1 項第 4 号」を「第 38 条第 1 項第 4 号」に改め、同項第 5 号中「第 39 条第 1 項第 5 号」を「第 38 条第 1 項第 5 号」に改め、同項第 6 号中「第 39 条第 1 項第 6 号」を「第 38 条第 1 項第 6 号」に改め、同項第 7 号中「第 39 条第 1 項第 7 号」を「第 38 条第 1 項第 7 号」に改め、同項第 8 号中「第 39 条第 1 項第 8 号」を「第 38 条第 1 項第 8 号」に改め、同項第 9 号中「第 39 条第 1 項第 9 号」を「第 38 条第 1 項第 9 号」に改め、同項第 10 号中「第 39 条第 1 項第 10 号」を「第 38 条第 1 項第 10 号」に、「149,100 円」を「161,900 円」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 178,900 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 196,000 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 204,500 円

第 6 条中第 2 項から第 5 項までを削り、同条第 6 項中「第 1 項第 1 号」を「前項第 1 号」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「25,600 円」を「24,300 円」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 7 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「25,600 円」を「24,300 円」に、「42,600 円」を「41,300 円」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「第 6 項の規定」を「第 2 項の規定」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「第 6 項」を「第 2 項」に、「25,600 円」を「24,300 円」に、「59,600 円」を「58,400 円」に改

め、同項を同条第4項とする。

第8条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

介護保険事業計画の見直しによる介護保険料の設定等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 12 号

四国中央市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年四国中央市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 24 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 34 条第 1 項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において「重要事項」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 42 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 第 24 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 47 条第 3 項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第 4 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 5 項ただし書及び第 6 項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第 48 条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第 51 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 58 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(3) 第 51 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 59 条の 4 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 59 条の 9 中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 59 条の 19 第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(3) 第 59 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 59 条の 20 の 3 中「同項第 3 号」を「同項第 4 号」に、「同項第 4 号」を「同項第 5 号」に改める。

第 59 条の 24 第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 59 条の 30 中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「他の事業所、施設等」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居」を「当該共同生活住居」に改める。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規

定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等

を市長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「栄養士若しくは管理栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」を「医療法（昭和23年法律第205号）」に改める。

第165条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者

の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を「他の事業所、施設等」に改める。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第10号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の第34条第3項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の第106条の2（第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この条例による改正後の第106条の2中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。
(協力医療機関との連携に関する経過措置)
- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の第172条第1項（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この条例による改正後の第172条第1項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 13 号

四国中央市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年四国中央市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「第 79 条において同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。）」を「1）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 10 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 32 条第 1 項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において「重要事項」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 40 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、

同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第1号から第12号まで」を「第1号から第14号まで」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この項において「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 63 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 63 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催しなければならない。

第 64 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 72 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「他の事業所、施設等」に改める。

第 79 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 83 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関(次項において「第 2 種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第 85 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第 86 条中「及び第 61 条」を「、第 61 条及び第 63 条の 2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の第 32 条第 3 項（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の第 53 条第 3 項の規定の適用については、この条例による改正後の第 53 条第 3 項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の第 63 条の 2（第 86 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この条例による改正後の第 63 条の 2 中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 14 号

四国中央市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年四国中央市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「、地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」を「、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）」に改める。

第 5 条第 2 項中「利用者の数が 35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 16 条第 32 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 6 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前 6 月

間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同号を同条第32号とし、同条第18号から同条第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号まで」を「第5号から第14号まで」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、ウの前に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号を同条

第15号とし、同条第12号中「愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。」を「愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第4条の規定によりその基準として適用する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。」に改め、同号を同条第14号とし、同条第3号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第25条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第13号」を「第16条第15号」に改め、同項第2号イ中「第16条第7号」を「第16条第9号」に改め、同号ウ中「第16条第9号」を「第16条第11号」に改め、同号エ中「第16条第15号」を「第16条第17号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「第16条第28号」を「第16条第30号」に改める。

附則第1項ただし書中「第16条第20号」を「第16条第22号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の第25条第3項の規定は、適用しない。

提 案 理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 15 号

四国中央市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年四国中央市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規定

する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」を「担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「次章の規定」を「次章の規定（第32条第29号の規定を除く。）」に改める。

第23条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪

問しない月」を「訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」に改め、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の第23条第3項（第34条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

提 案 理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 16 号

四国中央市漁港条例の一部を改正する条例について

四国中央市漁港条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市漁港条例の一部を改正する条例

四国中央市漁港条例（平成 16 年四国中央市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 2 条第 3 項中「又は占有者」を「若しくは占有者」に改める。

第 6 条第 3 項及び第 4 項中「終わったとき」を「終わったとき」に改める。

第 8 条第 1 項中「甲種漁港施設」を「甲種漁港施設（水域施設を除く。）」に改める。

第 9 条第 1 項中「占用料」を「別表第 1 に掲げる占用料」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 15 条を第 16 条とする。

第 14 条第 3 号中「第 10 条」を「第 11 条」に改め、同条第 4 号中「第 11 条又は第 12 条第 1 項」を「第 12 条又は第 13 条第 1 項」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条を第 14 条とし、第 10 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（土砂採取料等）

第 10 条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第 39 条第 1 項に規定する採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は、別表第 2 に掲げる土砂採取料又は別表第 3 に掲げる占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。ただし、法第 39 条第 4 項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、土砂採取料等について準用する。

本則に次の 1 条を加える。

(過怠金)

第 17 条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた土砂採取料等の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

附則の次に別表として次の 3 表を加える。

別表第 1 (第 9 条関係)

種目	期間	単位	金額
四国中央市道路占用料徴収条例(平成 16 年四国中央市条例第 156 号。以下「条例」という。)別表四国中央市道路占用料金表占用物件の欄に規定する占用物件	条例別表四国中央市道路占用料金表占用料の単位の欄に規定する期間	条例別表四国中央市道路占用料金表占用料の単位の欄に規定する単位	条例別表四国中央市道路占用料金表占用料の欄に規定する額
広告物	1 年	1 基	100 円
各種機械	同上	同上	30 円
ケーブル 索道	同上	1 メートル	4 円
その他の工作物	同上	1 平方メートル	30 円

備考

- 1 期間が 1 年で定められている種目に係る占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- 2 この表に定める単位に満たない端数が生じた場合は、切り上げて計算する。
- 3 1 件の金額が 100 円未満の場合は、100 円をもってその金額とする。
- 4 この表に掲げるもの以外については、類似の種目に準じて市長が定める。

別表第 2 (第 10 条関係)

種目	単位	金額
土砂	1 立方メートル	22 円
かき込砂利	同上	45 円
砂 砂利	同上	57 円
栗石 玉石	同上	57 円

備考

- 1 この表に定める単位に満たない端数が生じた場合は、切り上げて計算する。
- 2 1 件の金額が 100 円未満の場合は、100 円をもってその金額とする。

別表第3（第10条関係）

種目	期間	単位	金額
物干場 物揚場	1年	1平方メートル	20円
作業場 仮小屋	同上	同上	26円
船舶係留所 浮標	同上	同上	31円
係船杭	同上	1本	20円

備考

- 1 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 この表に定める単位に満たない端数が生じた場合は、切り上げて計算する。
- 3 1件の金額が100円未満の場合は、100円をもってその金額とする。
- 4 この表に掲げるもの以外については、別表第1の規定に準じて市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項並びに第6条第3項及び第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

漁港区域内の水域及び公共空地における土砂採取料及び占用料を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 17 号

四国中央市営住宅条例の一部を改正する条例について

四国中央市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市営住宅条例の一部を改正する条例

四国中央市営住宅条例（平成 16 年四国中央市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2」に、「準用する」を「これらの規定を準用する」に改める。

別表第 1 及び別表第 4 切山住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 4 項第 8 号イの改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

切山住宅の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 18 号

四国中央市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

四国中央市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

四国中央市自転車駐車場条例（平成 16 年四国中央市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表赤星駅駐輪場の項の次に次のように加える。

伊予土居駅駐輪場	四国中央市土居町土居 86 番地 5
----------	--------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

伊予土居駅駐輪場を開設ことに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 19 号

四国中央市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市水道事業等の設置等に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表四国中央市土居地域水道事業の項中「20,190 人」を「14,020 人」に、「8,592 立方メートル」を「5,720 立方メートル」に改める。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 4 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

土居地域水道事業の変更に係る認可を受けるため、給水人口及び 1 日最大給水量の見直しを行うことに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 20 号

四国中央市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

四国中央市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(四国中央市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市水道事業給水条例（平成 16 年四国中央市条例第 176 号）の一部を次のように改める。

第 5 条第 1 項、第 37 条第 2 項ただし書及び第 43 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市簡易水道事業等給水条例（平成 16 年四国中央市条例第 178 号）の一部を次のように改める。

第 3 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(四国中央市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第 3 条 四国中央市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年四国中央市条例第 18 号）の一部を次のように改める。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の四国中央市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例第 4 条第 1 項第 6 号に規定する者は、第 3 条の規定による改正後の同号に規定する者とみなす。

提 案 理 由

水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 21 号

令和 5 年度四国中央市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,214,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 地方交付税		6,192,811	217,742	6,410,553
	1 地方交付税	6,192,811	217,742	6,410,553
13 分担金及び負担金		479,713	△36,500	443,213
	2 負担金	477,213	△36,500	440,713
14 使用料及び手数料		575,473	△5,000	570,473
	1 使用料	441,178	△5,000	436,178
15 国庫支出金		7,260,191	△280,471	6,979,720
	1 国庫負担金	4,248,670	△220,577	4,028,093
	2 国庫補助金	2,995,176	△59,894	2,935,282
16 県支出金		2,658,749	4,457	2,663,206
	1 県負担金	1,647,387	12,536	1,659,923
	2 県補助金	678,899	△7,108	671,791
	3 委託金	332,463	△971	331,492
18 寄附金		1,761,011	1,500	1,762,511
	1 寄附金	1,761,011	1,500	1,762,511
19 繰入金		4,063,434	△957,200	3,106,234
	2 基金繰入金	3,891,034	△957,200	2,933,834
20 繰越金		2,297,073	1,031,614	3,328,687

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 繰越金	2,297,073	1,031,614	3,328,687
21 諸収入		784,456	33,858	818,314
	5 雑入	416,580	33,858	450,438
歳入	合計	46,204,000	10,000	46,214,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		5,079,101	379,305	5,458,406
	1 総務管理費	4,484,653	382,985	4,867,638
	3 戸籍住民基本台帳費	202,437	△145	202,292
	4 選挙費	42,870	△3,535	39,335
3 民生費		18,275,927	60,935	18,336,862
	1 社会福祉費	6,146,565	99,667	6,246,232
	2 老人福祉費	3,976,025	60,200	4,036,225
	3 児童福祉費	6,842,304	△98,932	6,743,372
4 衛生費		3,945,316	△292,399	3,652,917
	1 保健衛生費	2,265,646	△292,399	1,973,247
6 農林水産業費		992,393	△15,758	976,635
	1 農業費	618,237	△15,758	602,479
8 土木費		3,831,188	△73,380	3,757,808
	1 土木管理費	253,286	450	253,736
	2 道路橋りょう費	1,119,320	△8,500	1,110,820
	3 河川費	135,690	△12,618	123,072
	5 都市計画費	1,613,849	△52,712	1,561,137
10 教育費		4,136,981	△48,525	4,088,456

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	800,549	10,000	810,549
	6 保健体育費	1,524,739	△58,525	1,466,214
14 予備費		67,841	△178	67,663
	1 予備費	67,841	△178	67,663
歳出	合計	46,204,000	10,000	46,214,000

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備事業	1,100
		市有財産整備事業	7,413
		市発足20周年記念事業	18,740
		S D G s 推進事業	416
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	22,129
3 民生費	1 社会福祉費	太陽の家整備事業	25,200
		住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策支援事業	262,791
		低所得子育て世帯等物価高騰対策支援事業	60,352
	2 老人福祉費	老人福祉施設整備事業	50,000
4 衛生費	1 保健衛生費	地域医療再生事業	11,480
		鳩岡・寺内水道施設更新整備事業	18,535
		保健センター整備事業	25,300
		土居斎苑整備事業	1,305
6 農林水産業費	1 農業費	市単土地改良事業	22,300

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農地整備事業	3,000
		森林環境整備事業	9,737
	2 林業費	林道メンテナンス事業	6,400
		3 水産業費	漁港海岸整備事業
7 商工費	1 商工費	伊予三島駅南口駐輪場整備事業	1,400
		自転車活用推進計画策定業務	5,850
		霧の森交湯～館整備事業	51,300
8 土木費	1 土木管理費	がけ崩れ防災対策事業	15,000
	3 河川費	浸水対策事業	8,800
	5 都市計画費	塩谷・小山線街路改築事業	37,054
		生活排水路整備事業	2,110
		公園施設長寿命化対策事業	44,000
		江之元地区再開発事業	27,687
6 住宅費	公営住宅整備事業	3,500	
9 消防費	1 消防費	常備消防車両整備事業	1,500

款	項	事業名	金額
			千円
9 消 防 費	1 消 防 費	消防団詰所整備事業	27,600
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校施設整備事業	5,400
	3 中 学 校 費	中学校施設整備事業	4,500
	5 社 会 教 育 費	社会教育施設整備事業	1,716
	6 保 健 体 育 費	川の江埋立グラウンド 整備事業	2,500
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年度道路橋りょう 公共災害復旧事業	4,000
		現年度河川 公共災害復旧事業	3,700

(変 更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
			千円	千円
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	社会資本整備 総合交付金事業	78,800	170,457
		市単道路改良事業	26,185	67,705
		道路メンテナンス 事業	24,000	84,430
	3 河 川 費	市単河川改良事業	31,000	40,500
	4 港 湾 費	港湾施設整備事業	1,936	22,046

議案第 22 号

令和 5 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度四国中央市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,208,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料		1,355,003	△83,360	1,271,643
	1 国民健康保険料	1,355,003	△83,360	1,271,643
3 県支出金		6,739,849	△2,500	6,737,349
	1 県補助金	6,739,848	△2,500	6,737,348
5 繰入金		1,020,053	68,860	1,088,913
	1 他会計繰入金	846,174	△1,333	844,841
	2 基金繰入金	173,879	70,193	244,072
歳 入 合 計		9,225,000	△17,000	9,208,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 保険給付費		6,626,000	△5,000	6,621,000
	4 出産育児諸費	17,000	△2,000	15,000
	6 傷病手当諸費	4,000	△3,000	1,000
3 国民健康保険事業費 納付金		2,211,855	△11,718	2,200,137
	1 医療給付費分	1,612,578	△11,718	1,600,860
5 保健事業費		80,060	△2,500	77,560
	1 保健事業費	80,060	△2,500	77,560
7 諸支出金		106,597	3,000	109,597
	2 繰出金	25,156	3,000	28,156
8 予備費		4,053	△782	3,271
	1 予備費	4,053	△782	3,271
歳 出 合 計		9,225,000	△17,000	9,208,000

議案第 23 号

令和 5 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 54,675	千円 0	千円 54,675
	1 他会計繰入金	45,619	△3,000	42,619
	2 事業勘定繰入金	9,056	3,000	12,056
歳 入 合 計		83,000	0	83,000

議案第 24 号

令和 5 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度四国中央市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 支払基金交付金		2,941,056	△18,576	2,922,480
	1 支払基金交付金	2,941,056	△18,576	2,922,480
4 国庫支出金		2,717,786	△17,750	2,700,036
	2 国庫補助金	763,186	△17,750	745,436
5 県支出金		1,550,472	△8,600	1,541,872
	2 県補助金	62,022	△8,600	53,422
7 繰入金		1,856,400	44,926	1,901,326
	1 他会計繰入金	1,771,542	60,200	1,831,742
	2 基金繰入金	84,858	△15,274	69,584
歳 入	合 計	11,562,000	0	11,562,000

議案第 25 号

令和 5 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度四国中央市の港湾上屋事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 27 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾施設費	1 上屋管理費	上屋整備事業	<div style="text-align: right;">千円</div> 109,000

議案第 26 号

令和 5 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 5 年度四国中央市公共下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			収 入
第 1 款 下水道事業収益	1,916,000 千円	△43,005 千円	1,872,995 千円
第 1 項 営業収益	1,260,797 千円	△4,297 千円	1,256,500 千円
第 2 項 営業外収益	655,193 千円	△38,708 千円	616,485 千円
			支 出
第 2 款 下水道事業費用	1,840,592 千円	△27,666 千円	1,812,926 千円
第 1 項 営業費用	1,738,632 千円	△33,805 千円	1,704,827 千円
第 2 項 営業外費用	98,418 千円	6,139 千円	104,557 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 637,923 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 43,903 千円、減債積立金 36,604 千円、過年度分損益勘定留保資金 130,848 千円及び当年度分損益勘定留保資金 426,568 千円」を「不足する額 635,943 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,055 千円、減債積立金 36,604 千円、過年度分損益勘定留保資金 130,848 千円及び当年度分損益勘定留保資金 446,436 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			収 入
第 3 款 資本的収入	1,160,000 千円	△96,020 千円	1,063,980 千円
第 1 項 補助金	489,296 千円	△83,100 千円	406,196 千円
第 2 項 企業債	577,000 千円	△14,900 千円	562,100 千円
第 5 項 負担金等	7,307 千円	1,980 千円	9,287 千円
			支 出
第 4 款 資本的支出	1,797,923 千円	△98,000 千円	1,699,923 千円
第 1 項 建設改良費	993,148 千円	△98,000 千円	895,148 千円

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	千円 543,100	千円 528,200

第 5 条 予算第 10 条中「164,205 千円」を「139,705 千円」に改める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

四国中央市長 篠原 実

議案第 27 号

令和 6 年度四国中央市一般会計予算

令和 6 年度四国中央市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,260,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 15,510,360
	1 市 民 税	4,866,800
	2 固定資産税	9,650,500
	3 軽自動車税	371,000
	4 市たばこ税	615,900
	5 入 湯 税	6,160
2 地方譲与税		407,000
	1 地方揮発油譲与税	67,000
	2 自動車重量譲与税	210,000
	3 森林環境譲与税	102,000
	4 特別とん譲与税	28,000
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		50,000
	1 配当割交付金	50,000
5 株式等譲渡所得割交付金		35,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	35,000
6 法人事業税交付金		240,000

款	項	金 額
		千円
	1 法人事業税交付金	240,000
7 地方消費税交付金		1,952,000
	1 地方消費税交付金	1,952,000
8 ゴルフ場利用税交付金		12,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	12,000
9 環境性能割交付金		20,000
	1 環境性能割交付金	20,000
10 地方特例交付金		322,000
	1 地方特例交付金	322,000
11 地方交付税		6,100,000
	1 地方交付税	6,100,000
12 交通安全対策特別交付金		6,400
	1 交通安全対策特別交付金	6,400
13 分担金及び負担金		417,309
	1 分 担 金	2,000
	2 負 担 金	415,309
14 使用料及び手数料		554,058
	1 使 用 料	422,538

款	項	金 額
		千円
	2 手 数 料	131,520
15 国庫支出金		4,755,267
	1 国庫負担金	3,909,885
	2 国庫補助金	830,398
	3 委 託 金	14,984
16 県支出金		2,692,823
	1 県負担金	1,663,854
	2 県補助金	713,633
	3 委 託 金	315,336
17 財産収入		47,751
	1 財産運用収入	28,061
	2 財産売払収入	19,690
18 寄 附 金		1,746,197
	1 寄 附 金	1,746,197
19 繰 入 金		2,616,466
	1 特別会計繰入金	215,010
	2 基金繰入金	2,401,156
	3 財産区繰入金	300

款	項	金額
20 繰越金		千円 407,000
	1 繰越金	407,000
21 諸収入		726,969
	1 延滞金, 加算金及び過料	17,001
	2 市預金利子	250
	3 貸付金元利収入	308,059
	4 受託事業収入	42,498
	5 雑入	359,161
22 市債		3,631,400
	1 市債	3,631,400
歳入	合計	42,260,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 255,472
	1 議 会 費	255,472
2 総 務 費		4,791,277
	1 総務管理費	4,245,412
	2 徴 税 費	274,401
	3 戸籍住民基本台帳費	137,812
	4 選 挙 費	97,500
	5 統計調査費	11,355
	6 監査委員費	24,797
3 民 生 費		16,490,092
	1 社会福祉費	4,705,668
	2 老人福祉費	4,062,823
	3 児童福祉費	6,410,166
	4 生活保護費	1,302,575
	5 災害救助費	8,860
4 衛 生 費		3,398,962
	1 保健衛生費	1,513,571
	2 清 掃 費	1,885,391

款	項	金 額
5 労 働 費		千円 45,996
	1 労働諸費	45,996
6 農林水産業費		891,659
	1 農 業 費	551,887
	2 林 業 費	266,654
	3 水産業費	73,118
7 商 工 費		922,954
	1 商 工 費	922,954
8 土 木 費		3,052,641
	1 土木管理費	244,676
	2 道路橋りょう費	1,047,649
	3 河 川 費	85,628
	4 港 湾 費	185,213
	5 都市計画費	1,248,674
	6 住 宅 費	240,801
9 消 防 費		1,724,559
	1 消 防 費	1,724,559
10 教 育 費		5,944,024

款	項	金 額
		千円
	1 教育総務費	372,019
	2 小学校費	2,055,791
	3 中学校費	941,600
	4 幼稚園費	211,868
	5 社会教育費	1,080,070
	6 保健体育費	1,282,676
11 災害復旧費		28,900
	1 農林水産施設災害復旧費	15,400
	2 公共土木施設災害復旧費	13,500
12 公 債 費		4,664,964
	1 公 債 費	4,664,964
13 諸支出金		3,500
	1 災害援護資金貸付金	3,500
14 予 備 費		45,000
	1 予 備 費	45,000
歳 出	合 計	42,260,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土居文化会館設備更新事業 (令和6年度分)	令和7年度から 令和11年度まで	54,627 <small>千円</small>
寄附講座設置事業	令和7年度から 令和10年度まで	195,200
看護学生等確保支援事業 (令和6年度募集分)	令和6年度から 令和7年度まで	10,000
クリーンセンター整備事業 (クレーン用インバーター購入)	令和6年度から 令和7年度まで	5,868
常備消防車両更新事業	令和6年度から 令和7年度まで	56,926
非常備消防車両更新事業	令和6年度から 令和7年度まで	27,652
北地区交流センター(仮称)整備事業	令和7年度	202,085

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災害援護資金 貸付事業	3,500 <small>千円</small>	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
保育園整備事業	6,100	同 上	同 上	同 上
水道施設整備事業	60,700	同 上	同 上	同 上
クリーンセンター 施設整備事業	410,300	同 上	同 上	同 上
し尿処理施設 整備事業	29,500	同 上	同 上	同 上
市単土地改良事業	39,900	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単林道整備事業	千円 2,000	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
市単林道整備事業	4,000	同上	同上	同上
市単治山事業	3,000	同上	同上	同上
漁港海岸整備事業	12,600	同上	同上	同上
過疎地域持続的発展特別事業(商工)	35,000	同上	同上	同上
霧の森整備事業	5,300	同上	同上	同上
がけ崩れ防災対策事業	6,000	同上	同上	同上
道路維持整備事業	150,000	同上	同上	同上
社会資本整備総合交付金事業	125,500	同上	同上	同上
市単道路改良事業	100,000	同上	同上	同上
市単道路改良事業(過疎対策事業分)	14,500	同上	同上	同上
道路メンテナンス事業	64,800	同上	同上	同上
市単河川改良事業	17,500	同上	同上	同上
浸水対策事業	28,000	同上	同上	同上
塩谷・小山線街路改築事業	38,700	同上	同上	同上
江之元地区再開発事業	17,800	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
常備消防 施設整備事業	千円 232,700	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
非常備消防 施設整備事業	14,900	同上	同上	同上
小学校施設整備事業	1,185,100	同上	同上	同上
中学校施設整備事業	635,700	同上	同上	同上
幼稚園施設整備事業	300	同上	同上	同上
北地区交流センター (仮称) 整備事業	267,900	同上	同上	同上
現年度農業用施設 単独災害復旧事業	2,700	同上	同上	同上
現年度林業用施設 単独災害復旧事業	4,400	同上	同上	同上
現年度道路橋りょう 単独災害復旧事業	10,000	同上	同上	同上
現年度河川 単独災害復旧事業	3,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	100,000	同上	同上	同上
合計	3,631,400			

議案第 28 号

令和 6 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,972,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 1,340,000
	1 国民健康保険料	1,340,000
2 使用料及び手数料		651
	1 手 数 料	651
3 県支出金		6,729,607
	1 県補助金	6,729,606
	2 財政安定化基金交付金	1
4 財産収入		28
	1 財産運用収入	28
5 繰 入 金		863,009
	1 他会計繰入金	852,649
	2 基金繰入金	10,360
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		38,704
	1 延滞金, 加算金及び過料	2,202
	2 貸付金元金収入	1,800
	3 雑 入	34,702

款	項	金 額
歳	入	<small>千円</small> 8,972,000
	合 計	

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 202,674
	1 総務管理費	160,607
	2 徴収費	31,270
	3 運営協議会費	369
	4 医療費適正化特別対策事業費	10,428
2 保険給付費		6,619,400
	1 療養諸費	5,649,000
	2 高額療養費	951,200
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	15,000
	5 葬祭諸費	3,000
	6 傷病手当諸費	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		2,005,250
	1 医療給付費分	1,430,894
	2 後期高齢者支援金等分	449,920
	3 介護納付金分	124,436
4 保健事業費		78,332
	1 保健事業費	78,332

款	項	金 額
5 基金積立金		千円 28
	1 基金積立金	28
6 諸支出金		62, 272
	1 償還金及び還付加算金	51, 300
	2 繰 出 金	10, 972
7 予 備 費		4, 044
	1 予 備 費	4, 044
歳 出	合 計	8, 972, 000

議案第 29 号

令和 6 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 87,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 診療収入		千円 23,365
	1 外来収入	21,399
	2 その他診療収入	1,966
2 使用料及び手数料		306
	1 使 用 料	34
	2 手 数 料	272
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰 入 金		62,842
	1 他会計繰入金	51,870
	2 事業勘定繰入金	10,972
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		485
	1 雑 入	485
歳 入	合 計	87,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 70,922
	1 施設管理費	70,922
2 医療費		10,990
	1 医療費	10,990
3 公債費		3,891
	1 公債費	3,891
4 予備費		1,197
	1 予備費	1,197
歳 出 合 計		87,000

議案第 30 号

令和 6 年度四国中央市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,327,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		千円 2, 227, 328
	1 介護保険料	2, 227, 328
2 使用料及び手数料		200
	1 手 数 料	200
3 支払基金交付金		2, 935, 980
	1 支払基金交付金	2, 935, 980
4 国庫支出金		2, 680, 085
	1 国庫負担金	1, 963, 000
	2 国庫補助金	717, 085
5 県支出金		1, 551, 558
	1 県負担金	1, 496, 300
	2 県補助金	55, 258
6 財産収入		210
	1 財産運用収入	210
7 繰 入 金		1, 930, 438
	1 他会計繰入金	1, 808, 119
	2 基金繰入金	122, 319
8 繰 越 金		1

款	項	金額
	1 繰越金	1 千円
9 諸収入		1,200
	1 延滞金, 加算金及び過料	202
	2 雑入	998
歳入	合計	11,327,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 221,116
	1 総務管理費	172,972
	2 徴収費	4,550
	3 介護認定費	42,954
	4 運営協議会費	640
2 保険給付費		10,645,000
	1 介護サービス諸費	10,645,000
3 地域支援事業費		457,346
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	313,626
	2 一般介護予防事業費	4,850
	3 包括的支援事業・任意事業費	137,702
	4 その他諸費	898
	5 地域支援事業諸費	270
4 基金積立金		411
	1 基金積立金	411
5 諸支出金		2,003
	1 償還金及び還付加算金	2,003
6 財政安定化基金拠出金		1

款	項	金 額
	1 財政安定化基金拠出金	千円 1
7 予 備 費		1, 123
	1 予 備 費	1, 123
歳	出	合 計
		11, 327, 000

議案第 31 号

令和 6 年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 307,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 13,800
	1 他会計繰入金	13,800
2 市 債		293,200
	1 市 債	293,200
歳 入 合 計		307,000

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得事業費		千円 304,397
	1 公共用地先行取得事業費	304,397
2 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
3 予 備 費		1,603
	1 予 備 費	1,603
歳 出 合 計		307,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
川之江三島バイパス 用地先行取得事業	千円 293,200	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
合 計	293,200			

議案第 32 号

令和 6 年度四国中央市福祉バス事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の福祉バス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 703
	1 使 用 料	703
2 繰 入 金		18,296
	1 他会計繰入金	18,296
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	19,000

歳 出

款	項	金 額
1 福祉バス事業費		千円 17,751
	1 福祉バス事業費	17,751
2 予 備 費		1,249
	1 予 備 費	1,249
歳 出 合 計		19,000

議案第 33 号

令和 6 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の港湾上屋事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 470,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 438,149
	1 港湾施設使用料	438,149
2 繰越金		26,204
	1 繰越金	26,204
3 諸収入		5,647
	1 雑入	5,647
歳 入	合 計	470,000

歳 出

款	項	金 額
1 港湾施設費		千円 426,664
	1 上屋管理費	426,664
2 公 債 費		40,633
	1 公 債 費	40,633
3 予 備 費		2,703
	1 予 備 費	2,703
歳 出	合 計	470,000

議案第 34 号

令和 6 年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の西部臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,335,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 716,837
	1 負 担 金	716,837
2 財産収入		3,692
	1 財産運用収入	3,692
3 繰 越 金		3,771
	1 繰 越 金	3,771
4 市 債		610,700
	1 市 債	610,700
歳 入	合 計	1,335,000

歳 出

款	項	金 額
1 臨海土地造成事業費		千円 54,068
	1 臨海土地造成事業費	54,068
2 公 債 費		1,279,538
	1 公 債 費	1,279,538
3 予 備 費		1,394
	1 予 備 費	1,394
歳 出	合 計	1,335,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
平成26年度債 西部臨海土地 造成事業借換債	千円 610,700	借入方法 普通貸借又は債 券発行の方法に よる。	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借入れ る資金について、 利率の見直しを行 った後においては、 当該見直し後の 利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ繰上償 還、償還年限の短縮又は低 利債に借換することができる。
合計	610,700			

議案第 35 号

令和 6 年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の寒川東部臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 414,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 312,727
	1 分 担 金	312,727
2 使用料及び手数料		77,109
	1 使 用 料	37
	2 手 数 料	77,072
3 県支出金		12
	1 委 託 金	12
4 繰 越 金		24,152
	1 繰 越 金	24,152
歳 入	合 計	414,000

歳 出

款	項	金 額
1 臨海土地造成事業費		千円 139,483
	1 臨海土地造成事業費	139,483
2 公 債 費		272,392
	1 公 債 費	272,392
3 予 備 費		2,125
	1 予 備 費	2,125
歳 出	合 計	414,000

議案第 36 号

令和 6 年度四国中央市駐車場事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 17,543
	1 使 用 料	17,542
	2 手 数 料	1
2 繰 越 金		1,457
	1 繰 越 金	1,457
歳 入	合 計	19,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 17,501
	1 総務管理費	17,501
2 予備費		1,499
	1 予備費	1,499
歳 出 合 計		19,000

議案第 37 号

令和 6 年度四国中央市介護予防支援事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 118,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		千円 54,084
	1 予防給付費収入	54,084
2 繰入金		63,914
	1 他会計繰入金	63,914
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入	合 計	118,000

歳 出

款	項	金 額
1 介護予防支援事業費		千円 117,128
	1 介護予防支援事業費	117,128
2 予 備 費		872
	1 予 備 費	872
歳 出 合 計		118,000

議案第 38 号

令和 6 年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,685,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,214,426
	1 後期高齢者医療保険料	1,214,426
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		460,015
	1 他会計繰入金	460,015
4 繰 越 金		8,807
	1 繰 越 金	8,807
5 諸 収 入		1,652
	1 延滞金, 加算金及び過料	81
	2 償還金及び還付加算金	1,304
	3 受託事業収入	266
	4 雑 入	1
歳 入	合 計	1,685,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 47,910
	1 総務管理費	44,812
	2 徴収費	3,098
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,635,632
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,635,632
3 諸支出金		1,304
	1 償還金及び還付加算金	1,304
4 予備費		154
	1 予備費	154
歳 出	合 計	1,685,000

議案第 39 号

令和 6 年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の城山下臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,349,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 104,508
	1 負 担 金	104,508
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰 越 金		1,591
	1 繰 越 金	1,591
4 市 債		2,242,900
	1 市 債	2,242,900
歳 入	合 計	2,349,000

歳 出

款	項	金 額
1 臨海土地造成事業費		千円 2,304,010
	1 臨海土地造成事業費	2,304,010
2 公 債 費		43,399
	1 公 債 費	43,399
3 予 備 費		1,591
	1 予 備 費	1,591
歳 出	合 計	2,349,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
城山下臨海 土地造成事業	千円 2,242,900	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
合計	2,242,900			

議案第 40 号

令和 6 年度四国中央市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 給水件数 | 44,358 件 |
| (2) 年間総給水量 | 10,949,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 29,997 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| ア 樋谷配水池築造事業 | |
| イ 川滝地区水道施設電気設備更新事業 | |
| ウ 土居地域上水道整備事業 | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	2,298,300 千円
第 1 項 営業収益	1,944,826 千円
第 2 項 営業外収益	353,444 千円
第 3 項 特別利益	30 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	2,277,500 千円
第 1 項 営業費用	2,056,820 千円
第 2 項 営業外費用	219,226 千円
第 3 項 特別損失	480 千円
第 4 項 予備費	974 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 997,700 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 110,373 千円及び過年度分損益勘定留保資金 887,327 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	748,000 千円
第 1 項 補助金	46,705 千円
第 2 項 企業債	562,000 千円
第 3 項 負担金	131,788 千円
第 4 項 工事負担金	7,000 千円
第 5 項 固定資産売却代金	507 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	1,745,700 千円
第 1 項 建設改良費	1,231,125 千円

第2項 企業債償還金 507,528 千円

第3項 予備費 7,047 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川滝地区水道施設電気設備更新事業	令和6年度から 令和7年度まで	250,000 千円
樋谷配水池築造事業	令和6年度から 令和7年度まで	375,000 千円
樋谷ポンプ場築造事業	令和6年度から 令和7年度まで	75,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 562,000	証書借入又は証券発行。	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 255,784 千円

(2) 交際費 10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,560千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和6年2月27日提出

四国中央市長 篠原 実

議案第 41 号

令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数

ア 新宮工業用水道	33 工場
イ 柳瀬工業用水道	18 工場
ウ 富郷工業用水道	26 工場

(2) 年間総責任給水量

ア 新宮工業用水道	94,626,250 m ³
イ 柳瀬工業用水道	76,504,000 m ³
ウ 富郷工業用水道	38,168,050 m ³

(3) 一日平均責任給水量

ア 新宮工業用水道	259,250 m ³
イ 柳瀬工業用水道	209,600 m ³
ウ 富郷工業用水道	104,570 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 新宮工業用水道事業収益	1,071,900 千円
第 1 項 営業収益	1,043,893 千円
第 2 項 営業外収益	27,997 千円
第 3 項 特別利益	10 千円
第 2 款 柳瀬工業用水道事業収益	204,000 千円
第 1 項 営業収益	202,106 千円
第 2 項 営業外収益	1,884 千円
第 3 項 特別利益	10 千円
第 3 款 富郷工業用水道事業収益	2,239,500 千円
第 1 項 営業収益	2,116,837 千円
第 2 項 営業外収益	122,653 千円
第 3 項 特別利益	10 千円
合 計	3,515,400 千円

支 出

第 1 款 新宮工業用水道事業費用	922,600 千円
第 1 項 営業費用	859,449 千円
第 2 項 営業外費用	60,608 千円

第3項 特別損失	110千円
第4項 予備費	2,433千円
第2款 柳瀬工業用水道事業費用	159,600千円
第1項 営業費用	146,162千円
第2項 営業外費用	10,888千円
第3項 特別損失	110千円
第4項 予備費	2,440千円
第3款 富郷工業用水道事業費用	1,883,800千円
第1項 営業費用	1,589,427千円
第2項 営業外費用	292,101千円
第3項 特別損失	110千円
第4項 予備費	2,162千円
合計	2,966,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,234,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,871千円、減債積立金23,440千円、建設改良積立金79,372千円、過年度分損益勘定留保資金452,073千円及び当年度分損益勘定留保資金672,244千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出	1,234,000千円
第1項 新宮工業用水道事業建設改良費	600千円
第2項 柳瀬工業用水道事業建設改良費	80,000千円
第3項 富郷工業用水道事業建設改良費	20,000千円
第4項 企業債償還金	1,129,120千円
第5項 予備費	4,280千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	160,680千円
(2) 交際費	10千円

令和6年2月27日提出

四国中央市長 篠原 実

議案第 42 号

令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積	1,506 ha
(2) 年間総処理水量	9,052,000 m ³
(3) 一日平均処理水量	24,800 m ³
(4) 主な建設改良事業	
ア 川の江浄化センターし尿受入施設整備事業	1 式
イ 管渠整備事業	761 m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	1,942,000 千円
第 1 項 営業収益	1,261,978 千円
第 2 項 営業外収益	680,012 千円
第 3 項 特別利益	10 千円
支 出	
第 2 款 下水道事業費用	1,833,000 千円
第 1 項 営業費用	1,737,989 千円
第 2 項 営業外費用	91,707 千円
第 3 項 特別損失	100 千円
第 4 項 予備費	3,204 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 582,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,223 千円、過年度分損益勘定留保資金 178,125 千円及び当年度分損益勘定留保資金 388,652 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 3 款 資本的収入	894,000 千円
第 1 項 補助金	359,402 千円
第 2 項 企業債	445,800 千円
第 3 項 他会計出資金	82,517 千円
第 5 項 負担金等	6,281 千円
支 出	
第 4 款 資本的支出	1,476,000 千円
第 1 項 建設改良費	750,043 千円
第 2 項 企業債償還金	723,224 千円
第 9 項 予備費	2,733 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川之江浄化センター施設管理委託	令和7年度から 令和9年度まで	284,197千円
三島浄化センター施設管理委託	令和7年度から 令和9年度まで	323,730千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下 水 道 事 業	千円 416,600	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年 5.0 % 以内	1 償還期限 借入年度の翌年度から 40年以内 (うち据置5年以内) 2 その他 借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
特 別 措 置 債	29,200	同上	同上	同上
合 計	445,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 96,517千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業に助成するため、一般会計から補助を受ける金額は、143,681千円である。

令和6年2月27日提出

四国中央市長 篠原 実

議案第 43 号

令和 6 年度四国中央市財産区管理会特別会計予算

令和 6 年度四国中央市の財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,549 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市財産区管理会

管理者 四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 190
	1 財産運用収入	190
2 繰越金		11,228
	1 繰越金	11,228
3 諸収入		31
	1 預金利子	11
	2 雑入	20
4 寄附金		100
	1 寄附金	100
歳 入	合 計	11,549

歳 出

款	項	金 額
1 財産区管理会運営費		千円 10,499
	1 財産区管理会運営費	10,499
2 予 備 費		1,050
	1 予 備 費	1,050
歳 出	合 計	11,549

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
四国中央市金生町下分	高橋 優子		新任
四国中央市三島中央5丁目	後藤 宏治		再任
四国中央市土居町上野	高橋 英吉		再任
四国中央市土居町津根	榑田久仁輝		再任

提 案 理 由

人権擁護委員の任期満了に伴い、高橋優子氏、後藤宏治氏、高橋英吉氏及び榑田久仁輝氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。